

# 商工会だより



発行：高山西商工会

## 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金について

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した事業者に対し「月次支援金」が給付されます。

### 【給付要件】

- ①対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている
  - ②2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している
- ※地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」を受給した事業者は対象外

【給付額】法人…上限20万円/月 個人事業者等…上限10万円/月

### 【必要書類】

- ①履歴事項全部証明書(法人)、本人確認書類(個人事業者) ②確定申告書類(2019年・2020年分)
- ③2019年1月～2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)
- ④2019年以降の事業の取引を記録している通帳 ③宣誓・同意書

【申請期間】 4・5月分…2021年6月中下旬～8月中下旬、6月分…2021年7月1日～8月31日

【申請方法】 オンライン申請のみ

【問合せ】 0120-211-240 (8:30～19:00 土日・祝日含む全日対応)



《詳細はこちら》

## 「岐阜県内宿泊事業者支援金」のご案内

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、深刻な影響を受けながら、感染防止対策に取り組み、ウィズコロナ・アフターコロナにおける県内観光振興のために営業を継続する意思のある宿泊事業者に対して支援金を給付します。

【対象者】「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受け、県内で不特定多数の利用に供する宿泊施設を営む事業者(対象外施設)(1)国、県、市町村又は第三セクター等が所有、管理又は運営する施設

(2)店舗型性風俗特殊営業を行う施設 (3)住宅宿泊事業法に規定の「民泊」及び旅館業法に規定の「下宿営業」(対象外事業者)(1)国、県、市町村又は第三セクター等 (2)暴力団等の反社会的勢力に属する事業者及び代表者・役員等が暴力団員等であるなど、暴力団がその経営・運営に関与している法人・個人等

【支援金額】施設の定員数に応じて、次の3区分で給付されます。

- (1)50人以下…40万円 (2)51人以上200人以下…120万円 (3)201人以上…200万円

※複数施設を有している宿泊事業者は、県内各施設の定員数を合算し申請

【申請期間】 5月27日(木)～6月28日(月) ※郵送のみ受付(締切日当日の消印有効)

【提出先】〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11-12 岐阜県水産会館内「岐阜県内宿泊事業者支援金」事務局



《詳細はこちら》

## 「飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金」のご案内

岐阜県では、感染症の飛沫感染防止対策のため、アクリル板等の遮蔽物を購入する県内の飲食店に対し、補助金を給付します。

【対象者】県内で飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受け、飲食店を営業する方

【対象経費】4月1日～7月30日に購入したパーティション(アクリル板等)の購入費

【補助金額】1店舗当たり上限5万円(補助率10/10)

【申請期間】5月31日(月)～7月30日(金)

【提出先】〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎内「飛沫対策補助金」事務局



《詳細はこちら》

## 「酒類の提供停止、カラオケの利用自粛の要請により影響を受ける事業者への支援金」のご案内

岐阜県では、感染拡大防止のため、要請の対象店舗が対象期間全てにおいて、県の要請に全面的に協力する事業者に対し、支援金を給付します。※岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の受給事業者は対象外

【要請期間】5月16日(日)～5月31日(月)

【支給金額】1事業者当たり10万円

【申請期間】6月1日(火)～6月30日(水)

【提出先】〒500-8358 岐阜市六条南2-11-1 岐阜産業会館内 飲食店・カラオケ事業者支援金受付係



《詳細はこちら》

## 新型コロナ対策実施店舗向けステッカーの申込みについて

岐阜県では各事業所・店舗が感染防止対策を実施していることをわかりやすくPRするため、新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを対策実施店舗に配付しています。下記手続方法により高山市の窓口へお申し込みください。

【対象者】感染防止対策を実施している飲食業、小売業、サービス業などすべての事業者

【申込方法】①申込書と②宣言書を記入し、下記申込窓口へ郵送にてお申し込みください。

【申込窓口】高山市役所健康推進課 〒506-8555 高山市花岡町2-18 TEL:0577-35-3160



《詳細はこちら》

一之宮本所

〒509-3505

高山市一之宮町3575-1

TEL:0577-53-3112

FAX:0577-53-3129

清見支所

〒506-0102

高山市清見町三日町165

TEL:0577-68-3366

FAX:0577-68-2570

荘川支所

〒501-5413

高山市荘川町新淵446

TEL:05769-2-1019

FAX:05769-2-2559



高山西商工会  
ホームページ



高山西商工会  
オンラインアカウント

WEBセミナー  
ログインID: 2033  
パスワード: 2033  
(当会HPよりアクセス)

国民生活金融公庫  
マル経融資利率  
1.21%  
(令和3年4月1日時点)